# 2017 年 7 月 11 日 2017 年度第 1 回 0DA 政策協議会 「プロサバンナ事業に関する意見交換会および NGO の取り組み」報告資料

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター 特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会 モザンビーク開発を考える市民の会

### 1. 前回報告の振り返り

昨年 12 月に開かれた 2016 年度第 2 回 ODA 政策協議会では、「プロサバンナ事業とそれに関する意見交換会の一年間の振り返り」と題して、次の問題を中心に報告した<sup>1</sup>。なお、これらの点についてはすべて一次資料を含めた根拠となる別添資料を配布している<sup>2</sup>。

- ① JICA が 2012 年来、現地コンサルタント(CV&A 社)との契約で形成・遂行してきた「コミュニケーション戦略」 の問題
- ② JICA が2015年10月より現地コンサルタント(MAJOL社)と契約し、現地の小農運動や市民社会組織に対する詮索・社会介入(含:「排除」「分断」の試み)を行ったこと
- ③ その結果つくられた「市民社会対話メカニズム(MCSC)」の問題
- ④ 上記 MCSC のコーディネーターが代表を務める NGO (SOLIDARIEDADE) とのコンサルタント契約問題

ODA 政策協議会で以上の報告を行った当時は、公文書のリークや公開等を通じて、事業に関わる深刻な問題が次々に明らかになり、これらを踏まえて、3 カ国市民社会から「共同抗議声明」が出され、「意見交換会」で協議が行われていた時期であった。その最中の 10 月 28 日に、突如として「(マスタープランの) コミュニティ公聴会」が事業対象三州で開催されることが MCSC と SOLIDARIEDADE によって発表された。これに対し、モザンビーク市民社会組織は直ちに「緊急抗議声明」を発表し(11 月)、マスタープランの見直しと公聴会プロセスを「不公正なもの」として強く抗議した3。その直後に、モザンビークの事業対象地から小農運動の代表らが来日したが、これに対しても JICA はさらなる介入を行った(モザンビークから政府高官を急遽招聘し小農らの報告会に同席させ反論させようとした)【別添資料  $2 \cdot 3$ 】 4。

### 2. 前回から現在までの経緯

#### 【前回報告後の外務省での個別面談】

これらを踏まえた前回協議会でのやりとりを通じて、外務省の統括(とりわけ山田滝雄国際協力局長) もようやく深刻な事態を認識するに至り、その後の個別面談などの機会を持たせて頂いた。その際には、「コミュニケーション戦略書」、現地 NGO とのコンサルタント契約、「公聴会」、モザンビーク小農来日時の政府高官招聘などの問題について、NGO 側と同様の懸念が表明され、緊急抗議・要請声明【別添資料2】への対応方法を検討したいとのことだった【別添資料3】。

## 【現地社会へのさらなる介入】

しかし、一連の出来事の最中の 12 月半ば、駐モザンビーク日本大使館が主催して、地元メディアを集め、プロサバンナ事業を賞賛する「プレスツアー」が、ナンプーラ州で実施されたことが現地新聞の記事によって明らかになった【別添資料 1】5。「コミュニケーション戦略」に書かれている通りであった。

記事の中では、JICA 関係者立ち会いのもと、JICA とコンサルタント契約する SOLIEDARIDADE の

http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf

 $<sup>^{1}\ \</sup>mathrm{http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page22\_000265.html}$ 

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> http://www.ajf.gr.jp/lang\_ja/ProSAVANA/19kai\_shiryo/ref2.pdf

<sup>3</sup> マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明」(2016年11月16日)

<sup>4</sup> http://www.ajf.gr.jp/lang\_ja/ProSAVANA/19kai\_shiryo/ref1.pdf

http://www.ajf.gr.jp/lang\_ja/ProSAVANA/20kai\_shiryo/ref1.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> http://www.ajf.gr.jp/lang\_ja/ProSAVANA/20kai\_shiryo/ref4.pdf

代表がプロサバンナ事業を賞賛する一方で、他の団体を名指しで批判したこと、また JICA による同 NGO へのコンサルタント契約金 (報酬がその大半)を当該代表が「市民社会のためのもの」との説明を行っていた。この記事は、虚偽の説明として現地市民社会に強い衝撃を与えた。

## 【公開書簡】

その他、この時期に明確になった数々の情報から、JICA 資金を使った現地社会への介入について、2月17日にモザンビークの小農・教会・女性・人権・環境8団体(「プロサバンナにノー!キャンペーン」)より、「公開書簡:モザンビーク社会へのJICAの活動に対する抗議文」が理事長宛に提出された【別添資料4】 $^6$ 。

「公開書簡」は、プロサバンナ事業下でJICAが資金を用いて行ってきた現地社会への介入として、次の点が列挙された。「コミュニケーション戦略」(市民社会およびメディアへの介入)、MSCSの形成プロセス、MCSCのコーディネーション団体 SOLIDARIEDADE とのコンサルタント契約などである。その上で、これらのJICAの活動が、モザンビーク共和国憲法、国連憲章、国際人権規約、JICA環境社会配慮ガイドラインおよび日本の開発協力大綱に違反することを、政府文書や具体的事例に基づいて指摘し、プロサバンナ事業の拒否を表明するとともに、SOLIDARIEDADE との契約解消や独立調査委員会の設置など4項目を要求した。

2月20日には、日本の18団体、ブラジルの32団体、国際・その他5団体より、「公開書簡」への賛同レターが、JICA 北岡伸一理事長宛に送付された【別添資料5】。

## 【外務省によるコミュニティ公聴会延期の英断】

以上の経緯と NGO との面談を経て、外務省は2月28日に公聴会の延期を英断するに至った。

なお、延期期間は1ヶ月とされ、再開の条件として「その前に事業に反対している現地市民社会組織との対話を行うこと」が示されていた。そのため、現地の市民社会組織に繰り返しの面談要請が、SOLIDARIEDADE や JICA モザンビーク事務所から行われたが、「公開書簡」への回答はないままであった。

## 【「公開書簡」の回答】

3月3日にJICAは「回答」を送付したが、同「回答」でJICAはいずれの指摘に対しても正面から答えないばかりか、「指摘にあたらない」と回答するとともに、その具体的根拠は一切示さなかった。また、一つ一つの論点に答えることもなかった。その一方で、「直接的対話の場を設けたい」との主張を続け、キャンペーン団体のJICAに対する不信をさらに強化することとなった。

現地市民社会組織は、これを「回答」として受け入れられないと表明し、再回答を要請した。 これに対して、JICA は 3 月 24 日に「再回答」を行ったが、以上と変わらない形式・中身であったため に、より不信感を招く結果となった。なお、これに際したやり取りは 5 回にも上っている。

## 【ワークショップ問題】

この最中に、3月14日「ナカラ回廊市民社会調整メカニズム (MCSC) ワークショップ」の招待状が「キャンペーン」団体であり、事業対象地で抗議の声をあげる小農組織および教会組織にのみ突如届けられた。一方で、ともに公開書簡を提出していたその他の市民社会組織には何ら連絡がなかった。

こうした状況下で、現地市民社会組織が入手したワークショップ・アジェンダとして以下の点が記載されていた。

10:30-11:00 : Jeronimo Napido :

マスタープラン見直しにおける「プロサバンナにノー!キャンペーン」に参加する諸団体を含む関係者全員の「関与」の 度合いの評価

<sup>6</sup> http://www.ajf.gr.jp/lang\_ja/activities/ps20170217open\_letter.html

- ・ マスタープラン見直しにおける「プロサバンナにノー!キャンペーン」に参加する諸団体を含見直しに参加している 団体はどれか?
- ・ 「プロサバンナにノー」団体の関与はどのような形でなされているのか? (どのように意見を得ているのか?) (中略)
- 「プロサバンナにノー!キャンペーン」に参加する諸団体を含む関係者や関係アクターに対してどのように協議するかのモデルを定義する

すなわち、当事者に知らされず、不在のまま、「キャンペーン」団体の「対策」に関する協議が予定されていた。これは現地市民社会の分断状態をそのまま表しており、さらにこのような話し合いを行えば、その分断をさらに深めることは自明である。しかしながら、JICA は事前にこの内容を把握しながら、ワークショップ開催(参加者交通費、宿泊費、会場費)に70万円拠出していることが判明した。

なお、現地小農組織は、プロサバンナに異議を唱える農民への弾圧が地域社会の中で実際に再び強まっており、「コンサルテーションの手法」について具体的な情報を得ないと、さらなる弾圧の回避ができないとの懸念があったため、情報収集のために参加したとのことである(教会組織は参加せず)。詳細は、「公開質問」を参照(【別添資料 6】。

#### 【日本の6団体からの公開質問】

この事態に対し、日本の市民社会組織および議員が、それぞれメール/対面で経緯と事実確認を行ってきたが、それぞれに対する、そして前後の説明の間に齟齬が見られたことから、4月26日、日本の6団体から JICA 理事長にあてて「公開質問:プロサバンナ事業における JICA による社会介入関与の継続可能性について」を提出した7。

この中では特に、各説明に見られる矛盾と虚偽をそれぞれ資料(メールおよび議員報告)に基づいて指摘、「異なっている点があれば、具体的な根拠とともに示す」ことを要請した【添付資料 3】。しかしながら、2 カ月以上経過した 6 月 30 日になってようやく出された回答は、質問のすべてに答えていないばかりか、提示した論点には一切触れられず、市民社会組織が示した事実の否定において具体的な根拠を示していない。

## 【調達問題、大臣の約束】

プロサバンナ事業が抱える問題は、市民社会のみならず議員からも疑問が呈されており、昨年 12 月から現時点までの間に 2 回、参議院にて 3 月 21 日に ODA 特別委員会、5 月 15 日には決算委員会での質疑が行われている。

この中で指摘され、また NGO としても指摘している問題として、上記コンサルタント SOLIDARIEDADE との契約における JICA の調達不正問題がある。

2016 年 4 に、プロサバンナ事業の政府文書 46 点が内部告発によりリークされたが8、その中に、2016 年 4 月 12 日に開催された会議「プロサバンナのマスタープランの見直しと最終化に関する活動への資金提供に関する MCSC (\*「メカニズム」)、JICA、MASA (\*農業食料安全保障省)会議記録」なる資料がある【添付資料 5】。これによれば会議の場で、JICA から、MSCS が事業のマスタープラン策定の推進するにあたって支援を行うために、JICA が出来ることに関する現状共有として以下の記録がある。

これについて、議員からは契約にあたり「既に当事者間で協議があって談合があった」ことが明らかになっていると指摘、岸田外務大臣からは「いま一度確認をしたい」とする回答がなされた。

須藤氏は、プロサバンナ事業における技術協力の現段階を踏まえた時に発生するいくつかの困難にJICA が直面していることついて説明を行った。特に、「メカニズム」に資金を提供することが、非常に複雑化していることを強調した。これ

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2017/06/20170627-jica.html

<sup>8</sup> http://www.farmlandgrab.org/post/view/26158-prosavana-files

を踏まえ、(須藤氏は)次を提案した。

- (1) 日本政府の「見返り資金」は、WWF に資金移転させる。そのプロセスは、MASA、MEF(経済財務省)、MINEC (外務協力省)の許可が必要であり、少なくとも 2 ヶ月はかかる見込みである。JICA は、このプロセスを可能な限り加速化する努力を行うことを強調した。
- (2) (JICA は、) モスカ教授 (\*ジョアン・モスカ教授) の関与は重要であると理解し、JICA と OMR (\*モスカ教授 が所長を務める研究所) との契約を実現し、最初の作業が実行に移されるようにすることを提案した。(この最初の作業 とは、マスタープランの見直しに関するコンサルタント契約のための業務指示書/TOR の策定のことである) もし、MCSC が「見返り基金」からの資金拠出が待てない場合は、事前に (\*「見返り資金」提供の前に)、JICA として、「マスタープランの見直し」の作業遂行のためのコンサルタント契約を直接行うことが可能である。
- (3) MCSC (「見返り資金」からの拠出が可能となるまでの活動) への最初の (\*資金) 援助は、マスタープランのチーム (\*ProSAVANA-PD を担う日本のコンサルティング企業) を通じて行う。

(中略)

決定:

1. JICA によって(\*本会議で)提案された資金提供プロセスに従うこと。

(後略)

結果として、10月14日に、マスタープラン策定推進のためのコンサルタント契約が上記の協議をしていた SOLIDARIEDADE と結ばれた。この点については、NGO側からも「不正調達」「官製談合」として、会計検査院、JICA不正腐敗情報相談窓口への情報提供がなされている。

## 【事業対象地住民による JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づいた異議申し立て】

申し立てを行った小農らによると、「異議申し立て」については去年末から検討を繰り返してきたが、以下の理由からついに提出を決意したという。

- ① 一連の要請にもかかわらず、JICA は SOLIDARIEDADE との契約を延長するとともに、小農組織の内部 まで介入が及んだこと (3月14日のワークショップ)
- ② 3月の JICA 理事長の国会答弁などでも一切が否定され、誠意のない回答が繰り返されたこと、
- ③ さらには「公聴会延期」が現地政府関係者によって地元小農らの反対のせいだと公の場で糾弾され、 再び人権侵害が繰り返されたこと

60 名を超える住民が異議申し立てに名前を連ねたいとの意向を示したというが、連絡調整に忙殺される可能性が懸念され、最終的には11 名が、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立てを4月27日に行ったという【別添資料7】。

なお、異議申し立て書はポルトガル語で記載されていたために、JICAが正式に受理したのは日本語訳が 完成した5月15日のことであり、その後予備審査がなされた。JICAのサイトには次の説明がなされてい るが、JICAが準備された日本語訳は未だ公開されていないので、詳しい中身については不明である。

予備調査(2017年5月17日~)異議申立の概要:

ナンプーラ州、ニアッサ州及びザンベジア州で実施中のナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクトの計画策定プロセスにおいて、環境社会配慮ガイドラインが求めている基本的人権の尊重、ステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任等に違反があるとして、現在実施中の当該プロジェクト及び活動の停止を求めるもの。

現地住民のエージェントを努める現地 NGO によると、7月3日、予備審査が終わり、本審査が行われることが決定したとの連絡が審査役事務局から届いたという。【別添資料7】でも示した通り、過去5件の異

議申し立てがなされているが1件しか本審査に進まなかった点を踏まえると、重要な局面といえる。

## 【Solidariedade との契約終了】

SOLIDARIEDADE とのコンサルタント契約に対する再三に渡る問題の指摘にもかかわらず、JICA は指摘を 否定し続け、同契約が正当なものと主張し続けてきた。

しかしながら、この 5 月から 6 月にかけての NGO と外務省とのメールのやりとりにおいて、同契約に関する外務省から NGO に、6/23 にきた回答に「JICA と Solidariedade との契約期間は、2016 年 10 月 14 日より 7 か月であると承知しています」とあった。

一方、7月4日の外務省との面会において、議員が同契約に関する事実確認をしたところ、JICAが5月14日にSOLIDARIEDADEとの契約を終了したことが判明、外務省によれば、理由は「契約業務を実施する環境にない」とのことだった。

なお、契約成果物としては、実施報告書の提出を求めているが、一度もコンサルテーションは実施されていないので、準備経費以外はJICAに返還されるとの説明がなされた。現在、最終的な返還額と経費内訳の開示を要求しているところ。

## 【年表】

年	月日	出来事	備考
2012 年	4月中旬	日本ブラジル官民合同「ナカラ回廊農業投資促進ミッション」	
	6月5日	JICA 主催「ナカラ回廊農業投資促進ミッション報告」	情報公開請求に
		*FGV によるナカラファンド報告	JICA「不存在」回答、
	7月4日	ブラジリアで「ナカラファンド開始セミナー」(JICA 協賛)	異議申立→「審査会
	8月29日	JICA 主催「モザンビーク北部農業開発勉強会」	の勧告」2015 年 9 月
		*FGV に代わり JICA 職員ナカラファンド説明	開示
	10月11日	UNAC の初のプロサバンナに関する声明	
	11月15日	JICA 担当者とのプロサバンナ勉強会を日本 NGO 主宰@東京	
	12月3日	3カ国調整会合:コミュニケーション戦略/コンサル契約合意	* リークで発覚
	12月14日	JICA、CV&A 社他2社と契約	*詳細未開示
	12月14日	NGO・外務省定期協議会、ODA 政策協議会で初めてプロサバンナ	
		事業が取り上げられる	
2013 年	1月25日	ODA 政策協議会サブグループ「ProSAVANA 事業に関する意見交換	
		会」(外務省・JICA・NGO)開始	
	2月14日	JICA、CV&A 社との契約終了	* 成果物は未開示
	4 月	ProSAVANA-PD レポート 2(FGV 作成)と 3 カ国調整会議記録(上	「当該レポート=
		記転載)等のリーク	タダの紙」しかし、
	4月29日	以上の文書に基づく「共同声明」がモザンビーク、国際、日本の	2015 年「成果物
		市民社会組織によって発表	Report3」追認
	5月28日	TICAD V 時、三カ国首脳宛「公開書簡~プロサバンナの緊急停止	
		と再考」	
	7月15日	JICA「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略確定」コン	契約終了日不明瞭
		サル公募(プロポーザル提出期限)	(*TORに7月-8月
	8月1日	JICA、CV&A 社と二度目の契約(「プロサバンナのコミュニケーシ	の2ヶ月と記載)
	0.00	ョン戦略の形成と実施」)	
	8月8日	第一回「プロサバンナ 3カ国民衆会議」@マプート	
	8月三週	CV&A→JICA「コミュニケーション戦略(案)」提出期限	± 00 =
	8月末	CV&A→JICA「状況診断書+アクション提案」提出期限	* 未開示
	9月三週	CV&A→JICA「コミュニケーション戦略(最終)」提出期限	* 開示
	9月中	突然のマスタープラン・コンセプトノート発表、一連の「農村集	
	0.00.0	会」開始、プロサバンナ・プレスリリース同時発行	
	9月30日	PPOSC-N の抗議声明	
	11月4日	UNAC と MINAG 会合へのプロサバンナ突然の出現・対話要求	
	11月20日	モザンビーク地方都市選挙	
	11月21日	UNAC の呼びかけで「対話の手法を話し合う会議」開催。情報共	

		有合意されるが一切提供なし。	
2014 年	3-4 月	ProSAVANA-PEM が各州で説明がないまま進められていることに	
	0 4 73	UNACと市民社会反発	
	6月4日	「プロサバンナにノー!キャンペーン」開始	
	7月	CV&A→JICA「プロサバンナ活動月報」	* 契約書開示なし
	8月	CV&A→JICA「プロサバンナ活動月報」	*9月月報未開示
	10月	CV&A→JICA「プロサバンナのコミュニケーション活動に関する総	* 開示
	10 / 1	括報告」(全8ページ)	1711-1
	10月15日	モザンビーク国政選挙	
	12月3日	日本 NGO マスタープラン・ドラフト公開 緊急要請	
	12月4日	「3 カ国調整会合」マスタープラン・ドラフト承認	
	12月8日	モザンビーク 10 団体、大臣宛マスタープラン・ドラフト、関連	
		資料の公開請願書	
2015 年	3月31日	農業省 WEB マスタープラン・ドラフトゼロ&公聴会の発表	*3 カ国市民社会に 連絡なし
	4月19日~30日	郡レベルでのドラフトゼロ公聴会	
	5月~6月	公聴会非難声明(モザンビーク5種類の声明)	
	7月~8月	「農民」招聘・分断問題、UNAC 代表逝去	
	9月1日	農業省一行と日本 NGO 面談	
	10月7日	JICA3 社に「市民社会関与プロジェクト」入札要請	*2/4 に情報開示請 <sup>*</sup> 求で発覚
	10月26日	コンサル企業応募締切	*同上
	10月28日	第13回 ProSAVANA 意見交換会で「現在 JICA が承知しているのは、	*プロジェクト開
		農業省がどのような形でどう話を進めるか一生懸命議論をして	始、入札要請の事実
		いるところ」と JICA 回答	伏せる
		※外務省守衛による参加 NGO 写真照合問題	
		(【別添資料2】および「外務省守衛が所持していた NGO 関係者の顔写真リストに関する公開質問状」	
		http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/201	
	44 5 0 5	6/02/20160203-open-letter-1.html)	
	11月2日	JICA、MAJOL 社との契約	
	11月14日	MAJOL、インセプションレポート JICA 提出期限	*公式開示は4月
	12月7日	MAJOL、「プロサバンナ助言委員会」TOR の JICA 提出期限	NOO 1541 + +51 /- > = Y
	12月8日	第 14 回 ProSAVANA 意見交換会、「状況は変わっていない」との	* NGO 側情報伝え説
	10 0 10 0	JICA 説明、MAJOL 社活動は日本の資金かの返答なし	明変化
	12月12日	JICA・MAJOL 社間の契約の情報公開請求	*1ヶ月の期限が延 長。2/4に開示
	12月15日	MAJOL、中間報告(マッピング)JICA 提出期限	*公式開示は9月
2016 年	1月11-12日	ナンプーラ市にて MAJOL 社準備ワークショップ開催	
	1月14日	UNAC の拒否声明	
	1月20日	MAJOL 社、対話プラットフォーム設定期限	
	2月4-5日	外務省・JICA 派遣団、ナンプーラ訪問	* UNAC へのロビー 活動 (MAJOL 報告書)
	2月5日	対話メカニズム(旧ロードマップ)でのロードマップ決定	
	2月19日	プロサバンナにノー!キャンペーンによる対話不正非難声明	
	2月22日	MAJOL、対話のロードマップの JICA 提出期限	
	3月1日	MAJOL、最終報告書ドラフト JICA 提出	*公式開示は9月
	3月7日	プロサバンナにノー!キャンペーンの WWF 非難声明	
	3月18日	日本 NGO、対話プロセスの抗議声明	
	4月12日	対話メカニズムとの会合で、プロサバンナにノー!キャンペーン	
		支持団体への働きかけの報告	
	5月7日	プロサバンナにノー!キャンペーン 北部会議結果要約	
	5月~	第二次リーク(46 文書)の国際 NGO サイトでの公開	

	6月中旬	ProSAVANA-PD 予算(JICA 資金)で PPOSC-N/農業ネットワークが 10 郡でマッピング実施	*300 万円(実費) と石橋議員に説明
	7月中旬	プロサバンナにノー!キャンペーンによる現地調査	こ石侗成長に加切
	8月27日	3カ国市民社会共同抗議声明・公開質問の提出	
	9月	プロサバンナにノー!キャンペーンとの現地共同調査	
	10月11日	第 17 回意見交換回で、抗議声明・公開質問への回答、および現	
		地調査結果に基づく議論	
	10月28日	市民社会対話メカニズムにより公聴会開催(11月23~12月7日)	
		が公表される。また、JICAが「市民社会対話メカニズム」のコ	
		ーディネーター団体(Solidalidade Mozambique)とコンサルタ	
		ント契約(5ヶ月、2,200万円)を行なっていることも明らかと	
		なる。	
	11月8日	プロサバンナにノー!キャンペーン マスタープランの見直し	
		   および公聴会プロセスの不正に関する緊急声明	
	11月26日	国際開発学会(広島大学)でプロサバンナにノー!キャンペーン	
		の小農・市民社会組織メンバーが日本の市民社会組織との共調査	
		等の報告。	
		※会場にJICA農村開発部のプロサバンナ事業担当課長が現れ、下	
		記院内集会にモザンビーク政府要人4名を参加させるよう強要	
	11月28日	参議院議員会館での院内集会	
	12月1日	外務省NGO定期協議会 2016年度第二回ODA政策協議会	
	12月7日	第 19 回プロサバンナ事業に関する意見交換会	
	12月15日	外務省国際協力局長およびNGOにてプロサバンナ事業に関する協	
		議	
2017年	1月24日	第20回プロサバンナ事業に関する意見交換会	
		(JICAの現地コンサルティング企業・NGOとの契約問題等)	
		<jica資金による現地「市民社会対話メカニズム」より2月末か< td=""><td></td></jica資金による現地「市民社会対話メカニズム」より2月末か<>	
		らの「公聴会開催」の案内が届く>	
	1月27日	モザンビーク農民・市民社会組織によるJICA宛公開書簡「プロサ	3月3日 JICA 回答、
		バンナ事業におけるモザンビーク社会へのJICAの活動に対する	13 日現地再質問、24
		抗議」	日 JICA 再回答、5 月 3 日 JICA 追加回答
	2月20日	外務省NGO定期協議会 ODA政策協議会	
		(モザンビーク「ナカラ経済回廊開発」とガバナンス・人権~	
		PEDECマスタープランの公表を受けて)	
	2月24日	第64回財務省NGO定期協議会	
	2月28日	外務省より公聴会延期の通知	
	3月14日	ナカラ回廊市民社会調整メカニズム (MCSC) ワークショップの開	
		催	
	4月26日	日本の6団体、JICAへの公開質問「プロサバンナ事業におけるJICA	6月30日 JICA から
		による社会介入関与の継続可能性について」	の回答
	4月27日	モザンビーク事業対象地住民11名 JICA環境社会配慮ガイドラ	7月3日予備審査終
		インに基づく異議申し立て	了→本審査へ
	7月4日	議員、外務省、JICAの面談で、SOLIDARIEDADEとの契約が5月14	
		日に終了していることが確認される。	
<u> </u>			